

議案第 49 号

四万十町特別会計条例の一部を改正する条例について

四万十町特別会計条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 3 月 18 日提出

四万十町長 中尾 博憲

四万十町条例第 号

四万十町特別会計条例の一部を改正する条例

四万十町特別会計条例（平成18年四万十町条例第46号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中第 7 号を削り、第 9 号を第10号とし、第 8 号を第 9 号とし、第 6 号の次に次の 2 号を加える。

（7） 四万十町特別養護老人ホーム窪川荘特別会計 介護サービス事業

（8） 四万十町特別養護老人ホーム四万十荘特別会計 介護サービス事業

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。